

草加市監査委員告示第 1 号

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表

定例監査等の結果に関する報告に基づいて講じた措置について、平成24年1月16日付けで草加市長から通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成24年1月30日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 飯 田 弘 之

定例監査の結果に関する報告（平成23年3月28日 草監第194号）

- 1 所管部課 健康福祉部 長寿・介護福祉課
- 2 監査結果及び措置状況

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>平成22年度介護保険料特別徴収開始通知の印刷製本費について</p> <p>1件の予算額が50万円を超える印刷製本費については、「草加市事務決裁規則」においては契約課の個別専決事項に該当しますが、所属で契約締結を行っていました。</p> <p>また、決裁の専決者は部長となりますが、課長専決で事務処理を行っています。</p> <p>契約事務を行うにあたり、「草加市事務決裁規則」に基づいた適正な事務手続を行ってください。</p>	<p>平成23年度からは、指摘のありました1件の予算額が50万円を超える印刷製本費につきましては、「草加市事務決裁規則」に基づき、契約課において契約締結を行っております。</p> <p>また、決裁の専決につきましても「草加市事務決裁規則」に基づき、適正な事務手続を行っております。</p>

定例監査の結果に関する報告（平成23年3月28日 草監第194号）

- 1 所管部課 健康福祉部 健康づくり課
- 2 監査結果及び措置状況

監査結果	措置状況
<p>介護予防一般高年者（マッサージストレッチ体操教室）に関する運動指導業務委託について 介護予防一般高年者（マッサージ・ストレッチ体操教室）に関する運動指導業務委託の契約締結にあたり、相手側から提出された見積金額と相違した金額で契約を締結していますので、適正な事務手続をしてください。</p>	<p>介護予防一般高年者（マッサージ・ストレッチ体操教室）に関する運動指導業務委託の契約締結にあたり、相手側から提出された見積金額と相違した金額で契約を締結しました。</p> <p>改善策として、本来提出された見積金額をもって契約額とするため、契約の相手方と協議の上、業務委託変更契約を締結し事務手続を進めました。</p> <p>〔業務委託変更契約締結日〕 平成23年1月7日</p>